



美濃加茂市議会
第4回定例会議案

令和5年11月29日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
承第6号	専決処分の承認を求めることについて（令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第2号））	1
議第69号	美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について	1 3
議第70号	美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について	1 5
議第71号	美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について	1 8
議第72号	美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について	2 2
議第73号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	2 4
議第74号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	2 7
議第75号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	2 9
議第76号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4 2
議第77号	美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	4 4
議第78号	美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について	4 6
議第79号	美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について	4 7
議第80号	美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	5 1
議第81号	美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について	6 7
議第82号	美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について	6 9

議第 8 3 号	令和 5 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）	7 2
議第 8 4 号	令和 5 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）	1 3 0
議第 8 5 号	令和 5 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）	1 4 2
議第 8 6 号	令和 5 年度美濃加茂市介護認定・障がい自立支援認定審査 会会計補正予算（第 1 号）	1 7 0
議第 8 7 号	令和 5 年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第 3 号）	1 8 7
議第 8 8 号	指定管理者の指定について（太田宿中山道会館）	1 9 2
議第 8 9 号	市道路線の認定について	1 9 3
議第 9 0 号	美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	1 9 6

承第6号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年11月14日別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

令和5年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第2号）

令和5年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,721千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,282,985千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰越金		200,679	1,721	202,400
	1 繰越金	200,679	1,721	202,400
歳入合計		4,281,264	1,721	4,282,985

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		117,057	1,721	118,778
	1 償還金及び還付加算金	108,588	1,721	110,309
歳 出	合 計	4,281,264	1,721	4,282,985

予算説明書

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金	117,057	1,721	118,778
歳 出 合 計	4,281,264	1,721	4,282,985

2 歳 入

(款) 9 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
9		繰越金	200,679	1,721	202,400
	1	繰越金	200,679	1,721	202,400
		1 繰越金	200,679	1,721	202,400

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	1,721	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 6 諸支出金
(項) 1 償還金及び還付加算金

6	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
		諸支出金	117,057	1,721	118,778	1,721	
	1	償還金及び 還付加算金	108,588	1,721	110,309	1,721	
	1	第1号被保 険者保険料 還付金	1,500	1,721	3,221	繰越金 1,721	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
22 償還金、利 子及び割引 料	1,721	保険料還付金	第1号被保険者保険料還付金 1,721

議第 6 9 号

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市監査委員条例及び美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市監査委員条例 (昭和 3 9 年美濃加茂市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項又は第 2 4 3 条の 2 の 8 第 3 項 (地方公営企業法 (昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「公企法」という。)) 第 3 4 条の規定により準用する場合を含む。) の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項又は公企法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 7 5 条第 1 項、第 9 8 条第 2 項、第 2 4 2 条第 1 項又は第 2 4 3 条の 2 の 2 第 3 項 (地方公営企業法 (昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号。以下「公企法」という。)) 第 3 4 条の規定により準用する場合を含む。) の規定による監査の請求又は法第 1 9 9 条第 6 項若しくは第 7 項、第 2 3 5 条の 2 第 2 項又は公企法第 2 7 条の 2 第 1 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 7 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 美濃加茂市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 (昭和 4 2 年美

濃加茂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の2第8項</u>の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第70号

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例

美濃加茂市部設置条例（平成12年美濃加茂市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5)～(7)</u> (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の主な事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市民福祉部</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 都市政策部</u></p> <p><u>(6)～(8)</u> (略)</p> <p>(事務分掌)</p> <p>第2条 部の主な事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 市民福祉部</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p><u>(5) 都市政策部</u></p>

<p>(5) 建設水道部</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>エ <u>立地適正化計画に関すること。</u></p> <p>オ <u>住宅政策に関すること。</u></p> <p>カ <u>開発指導に関すること。</u></p> <p>キ <u>土地区画整理に関すること。</u></p> <p>ク <u>企業誘致に関すること。</u></p> <p>(6) 総務部</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>(7) (略)</p>	<p>ア <u>都市計画に関すること。</u></p> <p>イ <u>立地適正化計画に関すること。</u></p> <p>ウ <u>住宅政策に関すること。</u></p> <p>エ <u>開発指導に関すること。</u></p> <p>オ <u>土地区画整理に関すること。</u></p> <p>カ <u>企業誘致に関すること。</u></p> <p>(6) 建設水道部</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>(7) 総務部</p> <p>ア～ケ (略)</p> <p>コ <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u></p> <p>(8) (略)</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(美濃加茂市中部台地住居地域地区計画及び工業地域地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)
- 2 美濃加茂市中部台地住居地域地区計画及び工業地域地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年美濃加茂市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(建築審議会)	(建築審議会)
第9条 (略)	第9条 (略)
2～12 (略)	2～12 (略)
13 建築審議会の庶務は、 <u>建設水道部</u> 都市計	13 建築審議会の庶務は、 <u>都市政策部</u> 都市計

画課において行う。

画課において行う。

議第71号

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
 (美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部改正)
 第1条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例(平成23年美濃加茂市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第1条—第4条関係)					別表(第1条—第4条関係)				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
附属機関名	所掌事項	委員の 構成	委員の 定数	委員の 任期	附属機関名	所掌事項	委員の 構成	委員の 定数	委員の 任期
(略)					(略)				
美濃加茂市 行政不服審 査会(行政 不服審査法 (平成26 年法律第6 8号)第8 1条第2項 に基づく。)	行政不服 審査法第 81条第 2項の規 定に基づ き、同法 の規定によ りその権 限に属さ せられた 事項の処	(略)		審議事 項の諮 問を受 けてか ら答申 を行う まで	美濃加茂市 行政不服審 査会(行政 不服審査法 (平成26 年法律第6 8号)第8 1条第1項 に基づく。)	行政不服 審査法第 81条第 1項の規 定に基づ き、同法 の規定によ りその権 限に属さ せられた 事項の処	(略)		2年

	理に関する こと。		
(略)			
2 教育委員会の附属機関			
(略)			

	理に関する こと。		
(略)			
2 教育委員会の附属機関			
(略)			

第2条 美濃加茂市附属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後					改正前				
別表(第1条—第4条関係)					別表(第1条—第4条関係)				
1 市長の附属機関					1 市長の附属機関				
(略)					(略)				
2 教育委員会の附属機関					2 教育委員会の附属機関				
附属機関 名	所掌事 項	委員の構 成	委員の 定数	委員の 任期	附属機関 名	所掌事 項	委員の構 成	委員の 定数	委員の 任期
(略)					(略)				
美濃加茂市学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会	(略)				美濃加茂市学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会	(略)			
美濃加茂市学校検尿判定委員会	学校で実施する検尿の結果判定に関すること。	加茂医師会所属の医師	3人以内	3年					

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 美濃加茂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和42年美濃加茂市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表(第2条、第5条関係)				別表(第2条、第5条関係)			
区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償	区分	根拠となる法律、条例等	報酬の額	費用弁償
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
美濃加茂市学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会委員				美濃加茂市学校給食食物アレルギー対応方針策定委員会委員			
美濃加茂市学校検尿判定委員会委員		日額 <u>16,000円</u> (職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は8,000円、2時間未満の場合は4,000円)。ただし、仮判定を行った委員については、1件当たり500円を加算する。					
美濃加茂市高齢者施		(略)		美濃加茂市高齢者施		(略)	

策等運 営協議 会委員				策等運 営協議 会委員			
(略)				(略)			

議第 7 2 号

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市印鑑条例の一部を改正する条例

美濃加茂市印鑑条例（昭和 5 0 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）に、<u>個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号。以下「公的個人認証法」という。）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備であって、公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端</u></p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の申請及び交付)</p> <p>第 1 0 条の 2 前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）に、<u>個人番号カード及び暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）</u>第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。）<u>を使用して必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</u></p>

未設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、暗証番号（公的個人認証法第2条第5項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いるものとして設定された暗証番号をいう。）その他必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

議第73号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
第1条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u> 」とする。 別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表	(給与条例の適用除外等) 第9条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 別表（第7条関係） 特定任期付職員給料表

号給	給料月額	号給	給料月額
1	380,000	1	376,000
2	427,000	2	422,000
3	477,000	3	472,000
4	539,000	4	533,000
5	615,000	5	608,000
6	718,000	6	710,000

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員(美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成26年美濃加茂市条例第2号)第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。)」と、給与条例第20条第2項中「100分の120」とあるのは「 <u>6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「任期付職員条例」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の任期付職員条例の規定に基づいて支給された給与は、

同条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議第74号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和42年美濃加茂市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の220を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割

定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	合を乗じて得た額とする。
---	--------------

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「議員報酬条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 第1条の規定による改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の議員報酬条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第75号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市職員の給与に関する条例(昭和29年美濃加茂市条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給料) 第2条 給料は、美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美濃加茂市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> を除いたものとする。	(給料) 第2条 給料は、美濃加茂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年美濃加茂市条例第2号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、この条例に定める初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> を除いたものとする。
2 (略) (期末手当)	2 (略) (期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の120、12月に支給する場合においては100分の125を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては6月に支給する場合においては100分の100、12月に支給する場合においては100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70.0」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」、「100分の105」とあるのは「100分の60.0」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）、12月に支給する場合においては100分の105（特定管理職員にあつては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）、12月に支給する場合においては100分の50（特定管理職員にあつては、100分の60）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

（災害派遣手当等）

第21条の2 （略）

2 （略）

3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

（管理職手当等の支給方法）

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、

勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の100（特定管理職員にあつては、100分の120）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

（災害派遣手当等）

第21条の2 （略）

2 （略）

3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

（管理職手当等の支給方法）

第22条 管理職手当、扶養手当、地域手当、

<p>時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u>の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>【別表第1（改正後）】</p>	<p>時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。</p> <p>別表第1（第3条関係）</p> <p>【別表第1（改正前）】</p>
--	--

【別表第1（改正前）】
給料表

(単位：円)

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	(略)							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200	362,900
	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400	365,500
	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700	367,900
	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900	370,500
	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100	372,400
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100	374,900
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300	377,200
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500	379,700
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400	382,100
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600	384,800
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600	387,400
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800	390,100
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600	392,500
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600	394,800
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600	397,000
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600	399,400
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300	401,200
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300	403,200
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100	405,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000	406,900
21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900	408,800	
22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800	410,600	

2 3	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>266,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>
2 4	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>267,600</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>
2 5	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>269,400</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>
2 6	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>271,200</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>
2 7	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>272,900</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
2 8	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>274,600</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>
2 9	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>276,200</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>
3 0	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>277,900</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
3 1	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>279,700</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
3 2	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>281,200</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>
3 3	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>282,400</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>
3 4	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>284,100</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>
3 5	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>285,700</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>
3 6	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>
3 7	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>
3 8	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>
3 9	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>
4 0	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>
4 1	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>
4 2	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>
4 3	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>
4 4	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>
4 5	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>
4 6	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>
4 7	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>
4 8	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>
4 9	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>
5 0	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>
5 1	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>
5 2	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>
5 3	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>
5 4	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>
5 5	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>
5 6	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>
5 7	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>
5 8	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>

5 9	<u>227, 800</u>	<u>275, 900</u>	<u>322, 900</u>	<u>363, 500</u>	<u>379, 900</u>	<u>403, 200</u>	<u>444, 300</u>
6 0	<u>228, 500</u>	<u>277, 000</u>	<u>324, 100</u>	<u>364, 200</u>	<u>380, 600</u>	<u>403, 500</u>	<u>444, 600</u>
6 1	<u>229, 200</u>	<u>278, 100</u>	<u>324, 800</u>	<u>364, 600</u>	<u>381, 000</u>	<u>403, 800</u>	<u>444, 900</u>
6 2	<u>230, 000</u>	<u>279, 100</u>	<u>325, 700</u>	<u>365, 200</u>	<u>381, 700</u>	<u>404, 100</u>	
6 3	<u>230, 700</u>	<u>280, 000</u>	<u>326, 500</u>	<u>365, 900</u>	<u>382, 300</u>	<u>404, 400</u>	
6 4	<u>231, 300</u>	<u>281, 000</u>	<u>327, 300</u>	<u>366, 600</u>	<u>382, 900</u>	<u>404, 700</u>	
6 5	<u>231, 900</u>	<u>281, 500</u>	<u>328, 200</u>	<u>366, 900</u>	<u>383, 300</u>	<u>405, 000</u>	
6 6	<u>232, 500</u>	<u>282, 400</u>	<u>328, 600</u>	<u>367, 600</u>	<u>383, 900</u>	<u>405, 300</u>	
6 7	<u>233, 100</u>	<u>283, 100</u>	<u>329, 300</u>	<u>368, 300</u>	<u>384, 500</u>	<u>405, 600</u>	
6 8	<u>233, 800</u>	<u>284, 000</u>	<u>330, 100</u>	<u>369, 000</u>	<u>385, 100</u>	<u>405, 900</u>	
6 9	<u>234, 500</u>	<u>285, 000</u>	<u>330, 900</u>	<u>369, 300</u>	<u>385, 500</u>	<u>406, 100</u>	
7 0	<u>235, 100</u>	<u>285, 800</u>	<u>331, 600</u>	<u>369, 900</u>	<u>386, 000</u>	<u>406, 400</u>	
7 1	<u>235, 600</u>	<u>286, 600</u>	<u>332, 300</u>	<u>370, 600</u>	<u>386, 500</u>	<u>406, 700</u>	
7 2	<u>236, 300</u>	<u>287, 400</u>	<u>333, 000</u>	<u>371, 200</u>	<u>387, 100</u>	<u>407, 000</u>	
7 3	<u>237, 000</u>	<u>288, 200</u>	<u>333, 500</u>	<u>371, 500</u>	<u>387, 400</u>	<u>407, 200</u>	
7 4	<u>237, 600</u>	<u>288, 700</u>	<u>334, 100</u>	<u>372, 100</u>	<u>387, 800</u>	<u>407, 500</u>	
7 5	<u>238, 200</u>	<u>289, 100</u>	<u>334, 600</u>	<u>372, 800</u>	<u>388, 200</u>	<u>407, 800</u>	
7 6	<u>238, 700</u>	<u>289, 600</u>	<u>335, 200</u>	<u>373, 400</u>	<u>388, 600</u>	<u>408, 000</u>	
7 7	<u>239, 300</u>	<u>289, 800</u>	<u>335, 500</u>	<u>373, 800</u>	<u>388, 900</u>	<u>408, 200</u>	
7 8	<u>240, 000</u>	<u>290, 100</u>	<u>336, 000</u>	<u>374, 300</u>	<u>389, 200</u>	<u>408, 500</u>	
7 9	<u>240, 700</u>	<u>290, 300</u>	<u>336, 400</u>	<u>374, 900</u>	<u>389, 500</u>	<u>408, 800</u>	
8 0	<u>241, 200</u>	<u>290, 700</u>	<u>336, 900</u>	<u>375, 400</u>	<u>389, 800</u>	<u>409, 000</u>	
8 1	<u>241, 700</u>	<u>290, 900</u>	<u>337, 300</u>	<u>375, 900</u>	<u>390, 000</u>	<u>409, 200</u>	
8 2	<u>242, 300</u>	<u>291, 100</u>	<u>337, 800</u>	<u>376, 500</u>	<u>390, 300</u>	<u>409, 500</u>	
8 3	<u>242, 900</u>	<u>291, 500</u>	<u>338, 300</u>	<u>377, 000</u>	<u>390, 600</u>	<u>409, 800</u>	
8 4	<u>243, 400</u>	<u>291, 800</u>	<u>338, 800</u>	<u>377, 300</u>	<u>390, 800</u>	<u>410, 000</u>	
8 5	<u>243, 900</u>	<u>292, 100</u>	<u>339, 100</u>	<u>377, 700</u>	<u>391, 000</u>	<u>410, 200</u>	
8 6	<u>244, 500</u>	<u>292, 400</u>	<u>339, 500</u>	<u>378, 200</u>	<u>391, 300</u>		
8 7	<u>245, 100</u>	<u>292, 700</u>	<u>340, 000</u>	<u>378, 600</u>	<u>391, 600</u>		
8 8	<u>245, 600</u>	<u>293, 100</u>	<u>340, 400</u>	<u>379, 000</u>	<u>391, 800</u>		
8 9	<u>246, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>340, 700</u>	<u>379, 400</u>	<u>392, 000</u>		
9 0	<u>246, 600</u>	<u>293, 800</u>	<u>341, 100</u>	<u>379, 900</u>	<u>392, 300</u>		
9 1	<u>246, 900</u>	<u>294, 100</u>	<u>341, 600</u>	<u>380, 300</u>	<u>392, 600</u>		
9 2	<u>247, 300</u>	<u>294, 500</u>	<u>342, 000</u>	<u>380, 700</u>	<u>392, 800</u>		
9 3	<u>247, 600</u>	<u>294, 700</u>	<u>342, 200</u>	<u>381, 000</u>	<u>393, 000</u>		
9 4		<u>294, 900</u>	<u>342, 600</u>				

9 5		<u>295,200</u>	<u>343,100</u>				
9 6		<u>295,600</u>	<u>343,500</u>				
9 7		<u>295,800</u>	<u>343,700</u>				
9 8		<u>296,100</u>	<u>344,100</u>				
9 9		<u>296,500</u>	<u>344,500</u>				
1 0 0		<u>296,900</u>	<u>344,800</u>				
1 0 1		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
1 0 2		<u>297,400</u>	<u>345,500</u>				
1 0 3		<u>297,800</u>	<u>345,900</u>				
1 0 4		<u>298,100</u>	<u>346,300</u>				
1 0 5		<u>298,300</u>	<u>346,800</u>				
1 0 6		<u>298,600</u>	<u>347,200</u>				
1 0 7		<u>299,000</u>	<u>347,600</u>				
1 0 8		<u>299,300</u>	<u>348,000</u>				
1 0 9		<u>299,500</u>	<u>348,500</u>				
1 1 0		<u>299,900</u>	<u>348,900</u>				
1 1 1		<u>300,300</u>	<u>349,200</u>				
1 1 2		<u>300,600</u>	<u>349,500</u>				
1 1 3		<u>300,800</u>	<u>350,000</u>				
1 1 4		<u>301,000</u>					
1 1 5		<u>301,300</u>					
1 1 6		<u>301,700</u>					
1 1 7		<u>301,900</u>					
1 1 8		<u>302,100</u>					
1 1 9		<u>302,400</u>					
1 2 0		<u>302,700</u>					
1 2 1		<u>303,100</u>					
1 2 2		<u>303,300</u>					
1 2 3		<u>303,600</u>					
1 2 4		<u>303,900</u>					
1 2 5		<u>304,200</u>					
定年 前再 任用 短時 間勤	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	<u>187,700</u>	<u>215,200</u>	<u>255,200</u>	<u>274,600</u>	<u>289,700</u>	<u>315,100</u>	<u>356,800</u>

務職員								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

【別表第1（改正後）】

給料表

（単位：円）

職員 の区 分	職務の 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	(略)							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100

2 9	<u>202,400</u>	<u>248,700</u>	<u>280,300</u>	<u>320,400</u>	<u>348,000</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
3 0	<u>203,800</u>	<u>249,700</u>	<u>281,800</u>	<u>322,400</u>	<u>349,900</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
3 1	<u>205,200</u>	<u>250,600</u>	<u>283,300</u>	<u>324,400</u>	<u>351,700</u>	<u>380,500</u>	<u>426,200</u>
3 2	<u>206,600</u>	<u>251,500</u>	<u>284,800</u>	<u>326,400</u>	<u>353,500</u>	<u>382,100</u>	<u>427,400</u>
3 3	<u>208,000</u>	<u>252,400</u>	<u>285,900</u>	<u>327,600</u>	<u>355,300</u>	<u>383,800</u>	<u>428,600</u>
3 4	<u>209,300</u>	<u>253,300</u>	<u>287,500</u>	<u>329,600</u>	<u>357,100</u>	<u>385,200</u>	<u>429,900</u>
3 5	<u>210,600</u>	<u>254,100</u>	<u>289,000</u>	<u>331,500</u>	<u>358,800</u>	<u>386,600</u>	<u>431,200</u>
3 6	<u>211,900</u>	<u>254,900</u>	<u>290,500</u>	<u>333,500</u>	<u>360,500</u>	<u>388,000</u>	<u>432,400</u>
3 7	<u>213,200</u>	<u>255,600</u>	<u>291,900</u>	<u>335,400</u>	<u>361,900</u>	<u>389,400</u>	<u>433,600</u>
3 8	<u>214,400</u>	<u>256,700</u>	<u>293,500</u>	<u>337,300</u>	<u>363,200</u>	<u>390,600</u>	<u>434,400</u>
3 9	<u>215,600</u>	<u>257,900</u>	<u>295,100</u>	<u>339,200</u>	<u>364,500</u>	<u>391,800</u>	<u>435,200</u>
4 0	<u>216,700</u>	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>341,100</u>	<u>365,900</u>	<u>392,800</u>	<u>436,000</u>
4 1	<u>217,800</u>	<u>260,200</u>	<u>298,200</u>	<u>342,900</u>	<u>367,000</u>	<u>393,900</u>	<u>436,600</u>
4 2	<u>218,900</u>	<u>261,400</u>	<u>299,800</u>	<u>344,800</u>	<u>367,900</u>	<u>395,100</u>	<u>437,300</u>
4 3	<u>219,900</u>	<u>262,500</u>	<u>301,300</u>	<u>346,600</u>	<u>368,900</u>	<u>396,200</u>	<u>438,000</u>
4 4	<u>220,900</u>	<u>263,600</u>	<u>302,800</u>	<u>348,400</u>	<u>370,000</u>	<u>397,300</u>	<u>438,700</u>
4 5	<u>221,800</u>	<u>264,700</u>	<u>304,400</u>	<u>349,900</u>	<u>370,800</u>	<u>398,000</u>	<u>439,500</u>
4 6	<u>222,700</u>	<u>265,800</u>	<u>306,000</u>	<u>351,300</u>	<u>371,700</u>	<u>398,700</u>	<u>440,300</u>
4 7	<u>223,600</u>	<u>266,900</u>	<u>307,600</u>	<u>352,700</u>	<u>372,600</u>	<u>399,400</u>	<u>440,700</u>
4 8	<u>224,500</u>	<u>267,900</u>	<u>309,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,400</u>	<u>400,100</u>	<u>441,400</u>
4 9	<u>225,400</u>	<u>268,900</u>	<u>310,000</u>	<u>355,700</u>	<u>374,200</u>	<u>400,700</u>	<u>441,900</u>
5 0	<u>226,300</u>	<u>269,900</u>	<u>311,500</u>	<u>356,500</u>	<u>375,000</u>	<u>401,300</u>	<u>442,300</u>
5 1	<u>227,200</u>	<u>270,900</u>	<u>313,000</u>	<u>357,500</u>	<u>375,800</u>	<u>401,800</u>	<u>442,700</u>
5 2	<u>228,100</u>	<u>271,800</u>	<u>314,600</u>	<u>358,500</u>	<u>376,500</u>	<u>402,200</u>	<u>443,100</u>
5 3	<u>228,900</u>	<u>272,700</u>	<u>316,200</u>	<u>359,400</u>	<u>377,200</u>	<u>402,600</u>	<u>443,500</u>
5 4	<u>229,800</u>	<u>273,600</u>	<u>317,800</u>	<u>360,500</u>	<u>377,900</u>	<u>402,900</u>	<u>443,900</u>
5 5	<u>230,700</u>	<u>274,500</u>	<u>319,300</u>	<u>361,400</u>	<u>378,600</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
5 6	<u>231,500</u>	<u>275,400</u>	<u>320,800</u>	<u>362,400</u>	<u>379,300</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
5 7	<u>231,800</u>	<u>276,300</u>	<u>322,200</u>	<u>363,300</u>	<u>379,800</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>
5 8	<u>232,600</u>	<u>277,200</u>	<u>323,400</u>	<u>364,000</u>	<u>380,400</u>	<u>404,100</u>	<u>445,300</u>
5 9	<u>233,300</u>	<u>278,100</u>	<u>324,500</u>	<u>364,700</u>	<u>381,000</u>	<u>404,400</u>	<u>445,600</u>
6 0	<u>233,900</u>	<u>279,000</u>	<u>325,600</u>	<u>365,300</u>	<u>381,700</u>	<u>404,700</u>	<u>445,900</u>
6 1	<u>234,500</u>	<u>280,000</u>	<u>326,300</u>	<u>365,700</u>	<u>382,100</u>	<u>405,000</u>	<u>446,200</u>
6 2	<u>235,200</u>	<u>281,000</u>	<u>327,200</u>	<u>366,300</u>	<u>382,800</u>	<u>405,300</u>	
6 3	<u>235,800</u>	<u>281,900</u>	<u>328,000</u>	<u>367,000</u>	<u>383,400</u>	<u>405,600</u>	
6 4	<u>236,300</u>	<u>282,800</u>	<u>328,800</u>	<u>367,700</u>	<u>384,000</u>	<u>405,900</u>	

6 5	<u>236,800</u>	<u>283,300</u>	<u>329,600</u>	<u>368,000</u>	<u>384,400</u>	<u>406,200</u>	
6 6	<u>237,300</u>	<u>284,000</u>	<u>330,000</u>	<u>368,700</u>	<u>385,000</u>	<u>406,500</u>	
6 7	<u>237,800</u>	<u>284,700</u>	<u>330,600</u>	<u>369,400</u>	<u>385,600</u>	<u>406,800</u>	
6 8	<u>238,400</u>	<u>285,600</u>	<u>331,300</u>	<u>370,000</u>	<u>386,200</u>	<u>407,100</u>	
6 9	<u>238,900</u>	<u>286,600</u>	<u>332,100</u>	<u>370,300</u>	<u>386,600</u>	<u>407,300</u>	
7 0	<u>239,400</u>	<u>287,400</u>	<u>332,800</u>	<u>370,900</u>	<u>387,100</u>	<u>407,600</u>	
7 1	<u>239,900</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,600</u>	<u>387,600</u>	<u>407,900</u>	
7 2	<u>240,400</u>	<u>289,000</u>	<u>334,100</u>	<u>372,200</u>	<u>388,200</u>	<u>408,100</u>	
7 3	<u>240,900</u>	<u>289,700</u>	<u>334,600</u>	<u>372,500</u>	<u>388,500</u>	<u>408,300</u>	
7 4	<u>241,400</u>	<u>290,200</u>	<u>335,200</u>	<u>373,100</u>	<u>388,900</u>	<u>408,600</u>	
7 5	<u>241,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,700</u>	<u>373,800</u>	<u>389,300</u>	<u>408,900</u>	
7 6	<u>242,300</u>	<u>291,000</u>	<u>336,300</u>	<u>374,400</u>	<u>389,700</u>	<u>409,100</u>	
7 7	<u>242,800</u>	<u>291,200</u>	<u>336,600</u>	<u>374,800</u>	<u>390,000</u>	<u>409,300</u>	
7 8	<u>243,300</u>	<u>291,500</u>	<u>337,100</u>	<u>375,300</u>	<u>390,300</u>	<u>409,600</u>	
7 9	<u>243,800</u>	<u>291,700</u>	<u>337,500</u>	<u>375,900</u>	<u>390,600</u>	<u>409,900</u>	
8 0	<u>244,300</u>	<u>292,000</u>	<u>337,900</u>	<u>376,400</u>	<u>390,800</u>	<u>410,100</u>	
8 1	<u>244,700</u>	<u>292,200</u>	<u>338,300</u>	<u>376,900</u>	<u>391,000</u>	<u>410,300</u>	
8 2	<u>245,200</u>	<u>292,400</u>	<u>338,800</u>	<u>377,500</u>	<u>391,300</u>	<u>410,600</u>	
8 3	<u>245,600</u>	<u>292,700</u>	<u>339,300</u>	<u>378,000</u>	<u>391,600</u>	<u>410,900</u>	
8 4	<u>246,000</u>	<u>292,900</u>	<u>339,800</u>	<u>378,300</u>	<u>391,800</u>	<u>411,100</u>	
8 5	<u>246,400</u>	<u>293,200</u>	<u>340,100</u>	<u>378,700</u>	<u>392,000</u>	<u>411,300</u>	
8 6	<u>246,800</u>	<u>293,500</u>	<u>340,500</u>	<u>379,200</u>	<u>392,300</u>		
8 7	<u>247,200</u>	<u>293,800</u>	<u>341,000</u>	<u>379,600</u>	<u>392,600</u>		
8 8	<u>247,600</u>	<u>294,100</u>	<u>341,400</u>	<u>380,000</u>	<u>392,800</u>		
8 9	<u>248,000</u>	<u>294,400</u>	<u>341,700</u>	<u>380,400</u>	<u>393,000</u>		
9 0	<u>248,500</u>	<u>294,800</u>	<u>342,100</u>	<u>380,900</u>	<u>393,300</u>		
9 1	<u>248,800</u>	<u>295,100</u>	<u>342,600</u>	<u>381,300</u>	<u>393,600</u>		
9 2	<u>249,100</u>	<u>295,500</u>	<u>343,000</u>	<u>381,700</u>	<u>393,800</u>		
9 3	<u>249,400</u>	<u>295,700</u>	<u>343,200</u>	<u>382,000</u>	<u>394,000</u>		
9 4		<u>295,900</u>	<u>343,600</u>				
9 5		<u>296,200</u>	<u>344,100</u>				
9 6		<u>296,600</u>	<u>344,500</u>				
9 7		<u>296,800</u>	<u>344,700</u>				
9 8		<u>297,100</u>	<u>345,100</u>				
9 9		<u>297,500</u>	<u>345,500</u>				
1 0 0		<u>297,900</u>	<u>345,800</u>				

101		<u>298,100</u>	<u>346,100</u>					
102		<u>298,400</u>	<u>346,500</u>					
103		<u>298,800</u>	<u>346,900</u>					
104		<u>299,100</u>	<u>347,300</u>					
105		<u>299,300</u>	<u>347,800</u>					
106		<u>299,600</u>	<u>348,200</u>					
107		<u>300,000</u>	<u>348,600</u>					
108		<u>300,300</u>	<u>349,000</u>					
109		<u>300,500</u>	<u>349,500</u>					
110		<u>300,900</u>	<u>349,900</u>					
111		<u>301,300</u>	<u>350,200</u>					
112		<u>301,600</u>	<u>350,500</u>					
113		<u>301,800</u>	<u>351,000</u>					
114		<u>302,000</u>						
115		<u>302,300</u>						
116		<u>302,700</u>						
117		<u>302,900</u>						
118		<u>303,100</u>						
119		<u>303,400</u>						
120		<u>303,700</u>						
121		<u>304,100</u>						
122		<u>304,300</u>						
123		<u>304,600</u>						
124		<u>304,900</u>						
125		<u>305,200</u>						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	
		<u>188,700</u>	<u>216,200</u>	<u>256,200</u>	<u>275,600</u>	<u>290,700</u>	<u>316,200</u>	<u>358,000</u>

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては100分の102.5を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

第20条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を乗じて得た額）に、基準日以前6月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70.0」と、「100分の100」とあるのは「100分の57.5」、100分の105」とあるのは「100分の60.0」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間

<p>勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>100分の102.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の122.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の58.75</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の100</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の120</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の105</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の47.5</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）、<u>12月に支給する場合には100分の50</u>（特定管理職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定は、令和5年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定に基づいて支給された給与は、第1条の規定による改正後の美濃加茂市職員の給与に関する条例第20条第2項及び第3項、第21条第2項並びに別表第1の規定による給与の内払とみなす。

議第76号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和41年美濃加茂市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、 <u>6月に支給する場合においては100分の220、12月に支給する場合においては100分の230</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の220を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第2条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の220、12月に支給する場合には100分の230</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。</p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(以下「特別職給与条例」という。)の規定は、令和5年12月1日から適用する。
(期末手当の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の特別職給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、同条の規定による改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 77 号

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（令和元年美濃加
茂市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 8 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和 29 年美濃加茂市条例第 23 号。以下 「給与条例」という。)第 20 条から第 20 条 の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。）について準用する。この場合におい て、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「 <u>6 月に支給する場合に おいては 100 分の 67.5、12 月に支給 する場合においては 100 分の 70.0</u> 」と、 給与条例第 20 条第 4 項中「職員が受けるべ き給料（育児短時間勤務職員等にあつては、 給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶	(期末手当) 第 8 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和 29 年美濃加茂市条例第 23 号。以下 「給与条例」という。)第 20 条から第 20 条 の 3 までの規定は、任期の定めが 6 箇月以上 のパートタイム会計年度任用職員（1 週間当 たりの勤務時間が著しく少ない者として規 則で定めるものを除く。以下この条において 同じ。）について準用する。この場合におい て、給与条例第 20 条第 2 項中「100 分の 120」とあるのは「 <u>100 分の 67.5</u> 」 と、給与条例第 20 条第 4 項中「職員が受け るべき給料（育児短時間勤務職員等にあつて は、給料の月額を算出率で除して得た額）及 び扶養手当の月額並びにこれらに対する地 域手当の月額の合計額」とあるのは「パート

<p>養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「パートタイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第4条から第6条までの規定により支給された報酬を除く。）の1月当たりの平均額）」とする。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>タイム会計年度任用職員が受けるべき報酬の月額（日額又は時間額で報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員にあつては、前基準日の翌日からそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日）までの在職期間における報酬（第4条から第6条までの規定により支給された報酬を除く。）の1月当たりの平均額）」とする。</p> <p>2～4 （略）</p>
---	--

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の美濃加茂市会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例（以下「会計年度任用職員条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 2 この条例による改正後の会計年度任用職員条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の会計年度任用職員条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の会計年度任用職員条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第78号

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市手数料条例の一部を改正する条例

美濃加茂市手数料条例（平成12年美濃加茂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>附 則</p> <p>(多機能端末機を利用した場合の特例)</p> <p>3 多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用した交付にあつては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>		<p>附 則</p> <p>(多機能端末機を利用した場合の特例)</p> <p>3 <u>令和2年11月1日から令和6年3月31日までの間</u>、多機能端末機（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機で、当該端末機の操作により証明書を発行する機能を有するものをいう。）を利用した交付にあつては、別表の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる手数料については、それぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。</p>	
(略)	200円	(略)	200円
印鑑登録証明書交付手数料		印鑑登録証明書交付手数料	
戸籍記録事項証明書交付手数料			

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第79号

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成24年美濃加茂市条例第28号）の一部を改正する条例

改正後	改正前
<p>(事業の対象者)</p> <p>第6条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、市内の小学校に就学する児童であって、保護者等（親権を行う者、後見人又はこれらに準ずるもので、現にその児童を養育し、世帯を同じくしているものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げるいずれかの事由により、昼間（おおむね午前7時30分から午後6時30分までをいう。以下同じ。）の保育を1月のうち15日以上行うことができず、かつ、その状態が相当程度継続すると認められる児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 妊娠中（産前6週間に該当する日が属する月の初日。ただし、<u>多胎妊娠の場合</u>にあつては、<u>14週間に該当する日が属する月の初日とする。</u>）又は出産後（8週間を経</p>	<p>(事業の対象者)</p> <p>第6条 事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、市内の小学校に就学する児童であって、保護者等（親権を行う者、後見人又はこれらに準ずるもので、現にその児童を養育し、世帯を同じくしているものをいう。以下同じ。）が次の各号に掲げるいずれかの事由により、昼間（おおむね午前7時30分から午後6時30分までをいう。以下同じ。）の保育を1月のうち15日以上行うことができず、かつ、その状態が相当程度継続すると認められる児童とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 妊娠中（産前6週間<u>以内</u>）又は出産後（8週間<u>以内</u>）であるとき。</p>

過する日の翌日が属する月の末日) であるとき。

(3)～(6) (略)

(利用の制限)

第8条 児童又は保護者等は、市長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業を利用することができない。

(1) 身体虚弱等のため保育に堪えない、又は適当でないとき。

(2) 当該児童につき保育料を3月滞納したとき。

(3) その他放課後児童クラブの管理運営上又は生活指導上支障があるとき。

(保育料)

第11条 市長は、事業に係る費用のうち次の表に定める額(以下「保育料」という。)を保護者等から徴収する。

利用区分	保育料
通年(1年間)利用 (略)	5,000円(月額)の範囲内において、別に規則で定める額
	6,500円(月額)の範囲内において、別に規則で定める額
夏季休業日(美濃加茂市立小中学校管理規則(平成12年美濃加茂市教育委員会規則第2号)第4条第2項の夏季休業日をい	8,000円(定額)の範囲内において、別に規則で定める額
	10,000円(定額)の範囲内において、別

(3)～(6) (略)

(利用の制限)

第8条 次の各号のいずれかに該当する対象児童は、事業を利用することができない。

(1) 身体虚弱等のため保育に堪えない、又は適当でないと認められる者

(2) その他放課後児童クラブの管理運営上又は生活指導上支障があり、市長が不適当と認めた者

(保育料)

第11条 市長は、事業に係る費用のうち次の表に定める額(以下「保育料」という。)を保護者から徴収する。

利用区分	保育料
通年(1年間)利用 (略)	5,000円(月額)
	6,500円(月額)
夏季休業日(美濃加茂市立小中学校管理規則(平成12年美濃加茂市教育委員会規則第2号)第4条第2項の夏季休業日をい	8,000円(定額)
	10,000円(定額)

う。以下同じ)のみ 利用	に規則で定める 額	う。以下同じ)のみ 利用	
長期休業(夏季休業日、冬季休業日(美濃加茂市立小中学校管理規則第4条第2項の冬季休業日をいう。))及び学年末及び学年始休業日(美濃加茂市立小中学校管理規則第4条第2項の学年末及び学年始休業日をいう。))のみ利用	10,000円 (定額)の範囲 内において、別に規則で定める 額	長期休業(夏季休業日、冬季休業日(美濃加茂市立小中学校管理規則第4条第2項の冬季休業日をいう。))及び学年末及び学年始休業日(美濃加茂市立小中学校管理規則第4条第2項の学年末及び学年始休業日をいう。))のみ利用	10,000円 (定額)
	13,000円 (定額)の範囲 内において、別に規則で定める 額		13,000円 (定額)

2・3 (略)

(保育料の減免)

第12条 市長は、災害その他特別の理由により、所得に著しい変動が生じ、保育料を納付することが困難と認められる保護者等については、その保育料を減額し、又は免除することができる。

2・3 (略)

(督促及び遅延損害金)

第12条の2 (略)

2 保護者等は、納期限までにその納付すべき

2・3 (略)

(保育料の減免)

第12条 市長は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める保育料の額を減額し、又は保育料を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている世帯 免除
- (2) 前号の世帯に準じる世帯 保育料の2分の1の額
- (3) その他申し出があったもののうち、世帯の収入等の状況から審査し、市長が減免するに相当と判断した世帯 市長が別に定める額

2・3 (略)

(督促及び遅延損害金)

第12条の2 (略)

2 保護者は、納期限までにその納付すべき金

金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

3～5 （略）

6 市長は、保護者等が納期限までに保育料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

額を納付しないときは、納付すべき金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納期限の翌日における民法（明治29年法律第89号）第404条の規定による法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。

3～5 （略）

6 市長は、保護者が納期限までに保育料を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の美濃加茂市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の規定は、令和6年度以降の事業について適用し、令和5年度分までの事業については、なお従前の例による。

議第 80 号

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 1 月 29 日

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例

美濃加茂市国民健康保険条例（平成 12 年美濃加茂市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第 6 条の 2 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ）の<u>支払</u>を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた</p>	<p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>第 6 条の 2 給与等（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法（<u>大正 11 年法律第 70 号</u>）第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ）の<u>支払い</u>を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から労務に就</p>

日について、傷病手当金を支給する。

2・3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ・ヘ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ～ハ (略)

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1

くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2・3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課総額)

第11条 保険料の賦課額のうち一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第32条及び第32条の3の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ・ロ (略)

ハ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

ホ・ヘ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ～ハ (略)

ニ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及

項の規定による繰入金並びに国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規

び国民健康保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第13条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規

定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第32条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16項第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第32条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第15条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 （略）

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条、第32条の3及び第32条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第32条及び第32条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第20条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第32条及び第32条の3の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課総額)

第21条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第32条の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第15条若しくは第19条の基礎賦課額の被保険者均等割

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ (略)

ロ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第29条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった場合又は国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった若しくは特例対象被保険者等でなくなった場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したこと

の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号（同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第32条の4第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日若しくは特例対象被保険者等ではなくなった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額、第32条の3第1項に定める第15条若しくは第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第32条の3第4項第1号に定める額、第32条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8

により被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）、一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第16条の額、第20条の3若しくは第20条の7の額、第22条の額又は第32条第1項各号に定める額、同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項

(低所得者の保険料の減額)

第32条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条又は第16条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同

の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額及び同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法

法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。))のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規

第35条第3項に規定する公的年金等に
係る所得について同条第4項に規定する
公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢
65歳未満の者にあつては当該公的年金
等の収入金額が60万円を超える者に限
り、年齢65歳以上の者にあつては当該公
的年金等の収入金額が110万円を超え
る者に限る。）をいい、給与所得を有する
者を除く。）の数の合計数（次号及び第3
号において「給与所得者等の数」という。）
が2以上の場合にあつては、地方税法第3
14条の2第2項第1号に定める金額に
当該給与所得者等の数から1を減じた数
に10万円を乗じて得た金額を加えた金額
）を超えない世帯に係る保険料の納付義
務者

イに掲げる額に当該世帯に属する被保
険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被
保険者均等割額の算定の対象とされるも
のの数を乗じて得た額とロに掲げる額と
を合算した額

イ・ロ （略）

(2)・(3) （略）

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項
各号イ及びロに規定する額（同項に規定する
第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当
たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）
の決定について準用する。この場合におい
て、同条第2項及び第3項の規定中「保険料
率」とあるのは「額」（「第1号の1人当
たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第
3号の1人当たり軽減額」）と読み替えるも
のとする。

3・4 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の軽減）

定する総所得金額に係る所得税法第35
条第3項に規定する公的年金等に係る所
得について同条第4項に規定する公的年
金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳
未満の者にあつては当該公的年金等の収
入金額が60万円を超える者に限り、年齢
65歳以上の者にあつては当該公的年金
等の収入金額が110万円を超える者に
限る。）をいい、給与所得を有する者を除
く。）の数の合計数（次号及び第3号にお
いて「給与所得者等の数」という。）が2
以上の場合にあつては、地方税法第314
条の2第2項第1号に定める金額に当該
給与所得者等の数から1を減じた数に1
0万円を乗じて得た金額を加えた金額）を
超えない世帯に係る保険料の納付義務者

イに掲げる額に当該世帯に属する被保
険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被
保険者均等割額の算定の対象とされるも
のの数を乗じて得た額とロに掲げる額と
を合算した額

イ・ロ （略）

(2)・(3) （略）

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項
各号イ及びロに規定する額（前項に規定する
第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当
たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）
の決定について準用する。この場合におい
て、第15条第2項及び第3項の規定中「保険料
率」とあるのは「額」（「第1号の1人当
たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第
3号の1人当たり軽減額」）と読み替えるも
のとする。

3・4 （略）

（未就学児の被保険者均等割額の軽減）

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く。)

2・3 (略)

4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)

5・6 (略)

(出産被保険者の保険料の減額)

第32条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の

第32条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に掲げる場合を除く)。

2・3 (略)

4 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第15条又は第19条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額(同条第2項において準用する第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ10分の5を乗じて得た額(第15条第2項の規定により端数の切り上げを行った後の額とする。)

5・6 (略)

7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第 1 2 条又は第 1 6 条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が 6 5 万円を超える場合には、6 5 万円）とする（第 5 項に掲げる場合を除く。）。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 1 2 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（国民健康保険法施行規則第 3 2 条の 1 0 の 2 で定める場合には、出産の日。第 3 7 条の 3 第 1 項及び第 2 項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 1 2 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 第 1 5 条第 2 項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第 2 項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 1 2 条又は第 1 6 条」とあるのは「第 2 0 条の 3 又は

第20条の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第32条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条又は第16条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）とする。

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第32条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1

を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

6 第15条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第20条の3又は第20条の7」と、「65万円」とあるのは「22万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第20条の6」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第22条」と、「65万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第15条」とあるのは「第25条」と読み替えるものとする。

(保険料の額の通知)

第33条 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第37条の2 (略)

(出産被保険者に関する届出)

第37条の3 出産被保険者の属する世帯の

(保険料の額の通知)

第33条 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第37条の2 (略)

世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯主の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(保険料に関する申告)

第38条 (略)

(保険料に関する申告)

第38条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第32条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち

令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 8 1 号

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市水道事業給水条例の一部を改正する条例

美濃加茂市水道事業給水条例（昭和 3 3 年美濃加茂市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(工事の申込み)</p> <p>第 1 0 条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。第 3 7 条第 1 項第 5 号及び第 3 8 条第 4 号において同じ。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 3 6 条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微</p>	<p>(工事の申込み)</p> <p>第 1 0 条 給水装置の新設、増設、改造、修繕（水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号。以下「法」という。）第 1 6 条の 2 第 3 項ただし書の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更を除く。第 3 7 条第 1 項第 5 号及び第 3 8 条第 4 号において同じ。）又は撤去工事（以下「工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第 3 6 条 (略)</p> <p>2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定工事事業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第 1 6 条の 2 第 3 項の<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微</p>

な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 8 2 号

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

記

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 4 2 年美濃加茂市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類)	(給与の種類)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 手当の種類は、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>特定新型インフルエンザ等対策派遣手当</u> とする。	3 手当の種類は、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び <u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u> とする。
4・5 (略)	4・5 (略)
(災害派遣手当等)	(災害派遣手当等)
第 1 3 条の 2 (略)	第 1 3 条の 2 (略)
2 (略)	2 (略)

3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の8に規定する特定新型インフルエンザ等対策の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため市に派遣された者について準用する。この場合において、同項中「災害派遣手当」とあるのは、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 3 号

令和 5 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 5 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 3 9, 5 1 2 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 4, 3 5 9, 3 3 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		3,500,647	148,988	3,649,635
	1 国庫負担金	2,397,005	139,326	2,536,331
	2 国庫補助金	1,088,941	9,662	1,098,603
16 県支出金		1,713,553	53,704	1,767,257
	1 県負担金	1,071,799	32,913	1,104,712
	2 県補助金	501,785	20,791	522,576
18 寄附金		701,500	1,013	702,513
	1 寄附金	701,500	1,013	702,513
20 繰越金		1,281,629	335,807	1,617,436
	1 繰越金	1,281,629	335,807	1,617,436
歳入合計		23,819,820	539,512	24,359,332

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		169,594	1,120	170,714
	1 議会費	169,594	1,120	170,714
2 総務費		3,978,154	237,621	4,215,775
	1 総務管理費	3,441,827	227,119	3,668,946
	2 徴税費	345,643	775	346,418
	3 戸籍住民基本台帳費	146,277	10,562	156,839
	4 選挙費	25,112	△924	24,188
	6 監査委員費	13,779	89	13,868
3 民生費		8,801,194	290,287	9,091,481
	1 社会福祉費	4,492,784	74,358	4,567,142
	2 児童福祉費	3,909,047	124,516	4,033,563
	3 生活保護費	399,263	91,413	490,676
4 衛生費		1,745,716	6,239	1,751,955
	1 保健衛生費	805,742	6,239	811,981
5 農林業費		480,363	4,548	484,911
	1 農業費	320,972	2,664	323,636
	2 林業費	159,391	1,884	161,275
6 商工費		731,477	756	732,233
	1 商工費	731,477	756	732,233
7 土木費		2,720,342	△12,886	2,707,456
	1 土木管理費	23,298	103	23,401
	2 道路橋りょう費	1,030,758	△3,647	1,027,111
	3 河川費	108,621	△10,968	97,653
	4 都市計画費	1,466,198	1,626	1,467,824
8 消防費		730,878	7,569	738,447
	1 消防費	730,878	7,569	738,447
9 教育費		2,882,740	4,258	2,886,998
	1 教育総務費	489,774	△511	489,263
	5 社会教育費	647,125	2,005	649,130
	6 保健体育費	1,102,421	2,764	1,105,185
歳 出	合 計	23,819,820	539,512	24,359,332

第 2 表 繰越明許費補正

(追加)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎等施設管理・改修事業	千円 31,000
		第6次総合計画推進事業	3,605

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
圏域公共交通網整備事業(定住)	自 令和6年度 至 令和7年度	24,079
放課後児童健全育成事業運營業務	自 令和6年度 至 令和7年度	27,648

予算説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 議会費	169,594	1,120	170,714
2 総務費	3,978,154	237,621	4,215,775
3 民生費	8,801,194	290,287	9,091,481
4 衛生費	1,745,716	6,239	1,751,955
5 農林業費	480,363	4,548	484,911
6 商工費	731,477	756	732,233
7 土木費	2,720,342	△12,886	2,707,456
8 消防費	730,878	7,569	738,447
9 教育費	2,882,740	4,258	2,886,998
歳出合計	23,819,820	539,512	24,359,332

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一般財源
国庫支出金	県支出金	市債	その他	
				1,120
9,079				228,542
139,909	49,704			100,674
			1,013	5,226
	4,000			548
				756
				△12,886
				7,569
				4,258
148,988	53,704		1,013	335,807

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
15		国庫支出金	3,500,647	148,988	3,649,635
	1	国庫負担金	2,397,005	139,326	2,536,331
	1	民生費国庫負担金	2,355,310	139,326	2,494,636
	2	国庫補助金	1,088,941	9,662	1,098,603
	1	総務費国庫補助金	142,229	9,079	151,308
	2	民生費国庫補助金	345,892	583	346,475

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	2,990	1 補装具費負担金
2 児童福祉費負担金	62,836	1 子どものための教育・保育給付交付金
3 生活保護費負担金	73,500	1 生活保護費等負担金
2 戸籍住民基本台帳費補助金	9,079	1 社会保障・税番号制度システム費補助金
1 社会福祉費補助金	583	1 地域生活支援事業補助金

(款) 16 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
16		県支出金	1,713,553	53,704	1,767,257
	1	県負担金	1,071,799	32,913	1,104,712
	1	民生費県負担金	1,033,048	32,913	1,065,961
	2	県補助金	501,785	20,791	522,576
	2	民生費県補助金	348,957	16,791	365,748
	4	農林業費県補助金	48,380	4,000	52,380

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 社会福祉費負担金	1,495	1 補装具費負担金
2 児童福祉費負担金	31,418	1 子どものための教育・保育給付交付金
1 社会福祉費補助金	291	1 地域生活支援事業補助金
2 福祉医療費補助金	16,500	1 福祉医療費助成事業運営費補助金
1 農業費補助金	4,000	1 中山間地域等担い手育成支援事業費補助金

(款) 18 寄附金
(項) 1 寄附金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
18		寄 附 金	701,500	1,013	702,513
	1	寄 附 金	701,500	1,013	702,513
	2	衛生費寄附金	300	1,013	1,313

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 保健衛生費 寄附金	1,013	1 保健衛生費寄附金

(款) 20 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
20		繰越金	1,281,629	335,807	1,617,436
	1	繰越金	1,281,629	335,807	1,617,436
		1 繰越金	1,281,629	335,807	1,617,436

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	335,807	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 議会費
(項) 1 議会費

1	1	議 会 費	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		議 会 費	169,594	1,120	170,714		1,120
	1	議 会 費	169,594	1,120	170,714		1,120
	1	議 会 費	169,594	1,120	170,714		1,120

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
3 職員手当等	1,120	扶養手当 79 住居手当 7 時間外勤務手当 172 期末手当 5 勤勉手当 90 児童手当 60 特別職期末手当 707	議員費 707 人件費 408 会計年度任用職員給 5

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

2	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		総 務 費	3,978,154	237,621	4,215,775	9,079	228,542
		総務管理費	3,441,827	227,119	3,668,946		227,119
	1	一般管理費	830,523	39,728	870,251		39,728
	5	財産管理費	258,888	32,627	291,515		32,627
	6	企 画 費	1,466,424	154,751	1,621,175		154,751
	10	消費生活対策費	7,886	13	7,899		13
	2	徴 税 費	345,643	775	346,418		775

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	1,173	月額任用職員	人件費 35,819 会計年度任用職員給 3,909
2 給料	13,324	特別職給 △738 一般職給 14,062	
3 職員手当等	20,230	扶養手当 △117 地域手当 △52 住居手当 59 通勤手当 92 時間外勤務手当 5,405 期末手当 5,796 勤勉手当 5,502 児童手当 795 特別職期末手当 192 特別職退職手当負担金 △221 一般職退職手当負担金 2,779	
4 共済費	4,835	職員共済組合負担金 3,464 会計年度任用職員健康保険等負担金 1,378 特別職共済負担金 △7	
8 旅費	166	通勤に係る費用弁償	
1 報酬	1,510	月額任用職員	市庁舎等施設管理・改修事業 31,000 会計年度任用職員給 1,627
3 職員手当等	117	期末手当	
12 委託料	3,230	庁舎屋上防水工事設計	
14 工事請負費	27,770	庁舎等改修	
10 需用費	20	消耗品費	総合戦略事業事務費 151,146 第6次総合計画推進事業 3,605
11 役務費	96	郵便料	
12 委託料	3,489	第6次総合計画市民アンケート調査	
22 償還金、利子及び割引料	151,146	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金返還金	
3 職員手当等	13	期末手当	会計年度任用職員給 13

(款) 2 総務費
(項) 2 徴税費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	1	税務総務費	180,372	775	181,147		775
	3	戸籍住民基本台帳費	146,277	10,562	156,839	9,079	1,483
	1	戸籍住民基本台帳費	146,277	10,562	156,839	国庫支出金 9,079	1,483
	4	選挙費	25,112	△924	24,188		△924
	1	選挙管理委員会費	7,397	△924	6,473		△924
	6	監査委員費	13,779	89	13,868		89
	1	監査委員費	13,779	89	13,868		89

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	775	扶養手当 80 通勤手当 85 期末手当 69 勤勉手当 181 児童手当 360	人件費 775
2 給 料	629	一般職給	住民基本台帳事務 9,079 人件費 1,450 会計年度任用職員給 33
3 職員手当等	788	扶養手当 19 地域手当 20 住居手当 295 期末手当 126 勤勉手当 127 児童手当 120 一般職退職手当負担金 81	
4 共 済 費	66	職員共済組合負担金	
12 委 託 料	9,079	住民基本台帳システム改修	
2 給 料	△716	一般職給	人件費 △924
3 職員手当等	77	地域手当 △20 住居手当 337 通勤手当 132 期末手当 △158 勤勉手当 △122 一般職退職手当負担金 △92	
4 共 済 費	△285	職員共済組合負担金	
2 給 料	15	一般職給	人件費 89
3 職員手当等	69	地域手当 2 期末手当 28 勤勉手当 36 一般職退職手当負担金 3	
4 共 済 費	5	職員共済組合負担金	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

3	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		民生費	8,801,194	290,287	9,091,481	189,613	100,674
		社会福祉費	4,492,784	74,358	4,567,142	21,859	52,499
	1	社会福祉総務費	758,303	8,985	767,288		8,985
	3	老人福祉費	749,579	8,733	758,312		8,733
	5	自立支援費	1,552,615	12,128	1,564,743	国庫支出金 3,573 県支出金 1,786	6,769
	6	福祉医療費	646,598	47,005	693,603	県支出金 16,500	30,505
	7	国民年金費	16,534	△2,493	14,041		△2,493

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	3,897	一般職給	国民健康保険会計繰出金 2,145 人件費 6,795
3 職員手当等	2,212	地域手当 91 通勤手当 16 期末手当 705 勤勉手当 868 一般職退職手当負担金 532	会計年度任用職員給 45
4 共済費	703	職員共済組合負担金	
8 旅費	28	通勤に係る費用弁償	
27 繰出金	2,145	国民健康保険会計繰出金	
27 繰出金	8,733	介護保険会計繰出金(人件事務費) 8,477 介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計繰出金 256	介護保険会計繰出金(人件事務費) 8,477 介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計繰出金 256
12 委託料	1,167	地域活動支援及び相談支援	地域生活支援事業 6,147 補装具費助成事業 5,981
19 扶助費	5,981	補装具給付費	
21 補償、補てん及び賠償金	4,980	過年度委託料に係る消費税等	
3 職員手当等	5	期末手当	福祉医療費助成事業 47,000 会計年度任用職員給 5
19 扶助費	47,000	福祉医療費扶助費	
1 報酬	1,842	月額任用職員	人件費 △4,756 会計年度任用職員給 2,263
2 給料	△2,803	一般職給	
3 職員手当等	△1,096	地域手当 △87 期末手当 △322 勤勉手当 △304 一般職退職手当負担金 △383	
4 共済費	△592	職員共済組合負担金	
8 旅費	156	通勤に係る費用弁償	

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,909,047	124,516	4,033,563	94,254	30,262
1	児童福祉総務費	238,512	△1,152	237,360		△1,152
3	児童保育費	1,276,604	143,001	1,419,605	国庫支出金 62,836 県支出金 31,418	48,747
4	保育園施設費	841,387	△11,361	830,026		△11,361
5	カナリヤの家費	71,690	△5,972	65,718		△5,972
3	生活保護費	399,263	91,413	490,676	73,500	17,913

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△3,600	一般職給	人件費 子育て支援事業
3 職員手当等	△1,565	地域手当 △132 住居手当 191 時間外勤務手当 176 期末手当 △939 勤勉手当 △830 一般職退職手当負担金 △31	△6,685 5,533
4 共済費	△1,520	職員共済組合負担金	
22 償還金、利子及び割引料	5,533	国庫負担金等返還金	
18 負担金、補助及び交付金	125,673	民間保育所運営費等負担金	私立保育園運営費等補助事業 143,001
22 償還金、利子及び割引料	17,328	国庫負担金等返還金	
2 給料	△6,595	一般職給	人件費
3 職員手当等	△1,214	扶養手当 △77 地域手当 △293 住居手当 478 管理職手当 41 期末手当 △331 勤勉手当 △98 一般職退職手当負担金 △934	△11,361
4 共済費	△3,552	職員共済組合負担金	
2 給料	△3,428	一般職給	人件費
3 職員手当等	△1,381	地域手当 △102 住居手当 307 期末手当 △634 勤勉手当 △513 一般職退職手当負担金 △439	△5,972
4 共済費	△1,163	職員共済組合負担金	

(款) 3 民生費
(項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	生活保護総務費	47,168	△6,587	40,581		△6,587
2	扶 助 費	291,088	98,000	389,088	国庫支出金 73,500	24,500

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△3,937	一般職給	人件費 △6,587
3 職員手当等	△1,446	扶養手当 163 地域手当 △113 通勤手当 44 期末手当 △735 勤勉手当 △594 児童手当 300 一般職退職手当負担金 △511	
4 共済費	△1,204	職員共済組合負担金	
19 扶助費	98,000	生活扶助費 14,000 住宅扶助費 6,500 医療扶助費 77,500	生活保護扶助費 98,000

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

4	1	衛生費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		衛生費	1,745,716	6,239	1,751,955	1,013	5,226
	1	保健衛生費	805,742	6,239	811,981	1,013	5,226
	1	保健衛生総務費	356,499	6,239	362,738	寄附金 1,013	5,226

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	2,316	一般職給	人件費 5,226 健康づくり事業 1,013
3 職員手当等	3,027	扶養手当 △575 地域手当 53 通勤手当 337 期末手当 1,108 勤勉手当 1,103 児童手当 60 一般職退職手当負担金 941	
4 共済費	△117	職員共済組合負担金	
10 需用費	313	消耗品費 213 印刷製本費 100	
12 委託料	250	健活PR用品制作	
17 備品購入費	450	健康測定器具	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

5	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		農林業費	480,363	4,548	484,911	4,000	548
	1	農業費	320,972	2,664	323,636	4,000	△1,336
	1	農業委員会費	34,959	△2,649	32,310		△2,649
	2	農業総務費	22,140	1,308	23,448		1,308
	3	農業振興費	38,950	4,005	42,955	県支出金 4,000	5
	2	林業費	159,391	1,884	161,275		1,884
	1	林業振興費	159,391	1,884	161,275		1,884

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△1,452	一般職給	人件費 △2,649
3 職員手当等	△746	扶養手当 △59 地域手当 △45 通勤手当 70 期末手当 △301 勤勉手当 △375 一般職退職手当負担金 △36	
4 共済費	△451	職員共済組合負担金	
2 給料	195	一般職給	人件費 1,308
3 職員手当等	994	扶養手当 △317 地域手当 △3 住居手当 281 時間外勤務手当 862 期末手当 24 勤勉手当 121 一般職退職手当負担金 26	
4 共済費	119	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	5	期末手当	農業担い手育成事業 会計年度任用職員給 4,000
18 負担金、補助及び交付金	4,000	中山間地域等担い手育成支援事業費補助金	5
2 給料	851	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 1,879
3 職員手当等	641	扶養手当 △12 地域手当 26 期末手当 249 勤勉手当 266 一般職退職手当負担金 112	5
4 共済費	392	職員共済組合負担金	

(款) 6 商工費
(項) 1 商工費

6	1	商工費	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		商工費	731,477	756	732,233		756
	1	商工費	731,477	756	732,233		756
	1	商工総務費	97,517	△4,355	93,162		△4,355
	2	商工振興費	474,280	5,111	479,391		5,111

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△2,677	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 △4,364 9
3 職員手当等	△537	扶養手当 61 地域手当 △77 住居手当 142 期末手当 △241 勤勉手当 △123 一般職退職手当負担金 △299	
4 共済費	△1,141	職員共済組合負担金	
18 負担金、補助及び交付金	5,111	住宅リフォーム助成補助金	中小企業支援事業 5,111

(款) 7 土木費
(項) 1 土木管理費

7	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		土木費	2,720,342	△12,886	2,707,456		△12,886
	1	土木管理費	23,298	103	23,401		103
	1	土木総務費	23,298	103	23,401		103
	2	道路橋りょう費	1,030,758	△3,647	1,027,111		△3,647
	1	道路維持費	263,859	△3,830	260,029		△3,830
	2	道路新設改良費	613,094	183	613,277		183
	3	河川費	108,621	△10,968	97,653		△10,968
	1	河川総務費	108,621	△10,968	97,653		△10,968

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	32	一般職給	人件費 103
3 職員手当等	103	扶養手当 △41 期末手当 54 勤勉手当 85 一般職退職手当負担金 5	
4 共済費	△32	職員共済組合負担金	
2 給料	△2,661	一般職給	人件費 △3,830
3 職員手当等	△190	扶養手当 450 地域手当 △65 住居手当 319 通勤手当 98 期末手当 △498 勤勉手当 △313 児童手当 165 一般職退職手当負担金 △346	
4 共済費	△979	職員共済組合負担金	
2 給料	73	一般職給	人件費 177 会計年度任用職員給 6
3 職員手当等	193	地域手当 3 通勤手当 27 期末手当 64 勤勉手当 88 一般職退職手当負担金 11	
4 共済費	△83	職員共済組合負担金	
2 給料	△5,711	一般職給	人件費 △10,968
3 職員手当等	△3,513	地域手当 △182 時間外勤務手当 △160 期末手当 △1,358 勤勉手当 △1,071 一般職退職手当負担金 △742	

(款) 7 土木費
(項) 3 河川費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		都市計画費	1,466,198	1,626	1,467,824		1,626
	1	都市計画総務費	197,886	1,621	199,507		1,621
	4	公園費	206,868	5	206,873		5

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
4 共 済 費	△1,744	職員共済組合負担金	
1 報 酬	1,780	月額任用職員	人件費 △436
2 給 料	△989	一般職給	会計年度任用職員給 2,057
3 職員手当等	794	扶養手当 △962 地域手当 △58 住居手当 265 時間外勤務手当 832 期末手当 347 勤勉手当 497 一般職退職手当負担金 △127	
4 共 済 費	36	職員共済組合負担金	
3 職員手当等	5	期末手当	会計年度任用職員給 5

(款) 8 消防費
(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8		消 防 費	730,878	7,569	738,447		7,569
	1	消 防 費	730,878	7,569	738,447		7,569
		1 消 防 費	645,923	7,569	653,492		7,569

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	2,343	一般職給	人件費 7,564 会計年度任用職員給 5
3 職員手当等	4,214	扶養手当 1,315 地域手当 110 通勤手当 102 期末手当 771 勤勉手当 561 児童手当 1,050 一般職退職手当負担金 305	
4 共済費	1,012	職員共済組合負担金	

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

9	1	款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
		教育費	2,882,740	4,258	2,886,998		4,258
	1	教育総務費	489,774	△511	489,263		△511
	2	事務局費	428,664	△1,479	427,185		△1,479
	3	教育センター費	58,657	968	59,625		968
	5	社会教育費	647,125	2,005	649,130		2,005
	1	社会教育総務費	73,373	△4,363	69,010		△4,363
	4	図書館費	179,394	5,168	184,562		5,168

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	238	月額任用職員	人件費 会計年度任用職員給 $\Delta 1,782$ 303
2 給料	$\Delta 3,405$	一般職給	
3 職員手当等	1,672	扶養手当 $\Delta 575$ 地域手当 $\Delta 118$ 住居手当 165 通勤手当 17 時間外勤務手当 2,379 期末手当 $\Delta 306$ 勤勉手当 21 特別職期末手当 79 一般職退職手当負担金 10	
4 共済費	16	職員共済組合負担金	
2 給料	43	一般職給	人件費 968
3 職員手当等	722	地域手当 2 時間外勤務手当 609 期末手当 52 勤勉手当 52 一般職退職手当負担金 7	
4 共済費	203	職員共済組合負担金	
2 給料	$\Delta 2,760$	一般職給	人件費 会計年度任用職員給 $\Delta 4,369$ 6
3 職員手当等	$\Delta 1,009$	扶養手当 319 地域手当 $\Delta 73$ 通勤手当 112 期末手当 $\Delta 590$ 勤勉手当 $\Delta 658$ 児童手当 240 一般職退職手当負担金 $\Delta 359$	
4 共済費	$\Delta 594$	職員共済組合負担金	
2 給料	2,787	一般職給	人件費 5,168
3 職員手当等	1,635	地域手当 84 期末手当 654 勤勉手当 534 一般職退職手当負担金 363	

(款) 9 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	6	文化会館費	71,865	219	72,084		219
	7	文化の森費	226,358	981	227,339		981
	6	保健体育費	1,102,421	2,764	1,105,185		2,764
	1	保健体育総務費	94,364	△632	93,732		△632
	3	学校給食センター費	697,306	3,396	700,702		3,396

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
4 共 済 費	746	職員共済組合負担金	
2 給 料	31	一般職給	人件費 123 会計年度任用職員給 96
3 職員手当等	184	地域手当 2 期末手当 141 勤勉手当 36 一般職退職手当負担金 5	
4 共 済 費	4	職員共済組合負担金	
2 給 料	146	一般職給	人件費 981
3 職員手当等	822	扶養手当 175 地域手当 10 通勤手当 25 時間外勤務手当 443 期末手当 101 勤勉手当 48 一般職退職手当負担金 20	
4 共 済 費	13	職員共済組合負担金	
2 給 料	△781	一般職給	人件費 △649 会計年度任用職員給 17
3 職員手当等	434	扶養手当 207 地域手当 △16 住居手当 247 通勤手当 1 期末手当 △9 勤勉手当 105 一般職退職手当負担金 △101	
4 共 済 費	△285	職員共済組合負担金	
2 給 料	2,637	一般職給	人件費 3,396
3 職員手当等	8	扶養手当 △299 地域手当 71 通勤手当 25 期末手当 156 勤勉手当 141 一般職退職手当負担金 △86	
4 共 済 費	751	職員共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)					
補正後	長 等	3		26,214	12,131 (4.5)			7,865	46,210	6,810	53,020	
	議 員	16	70,607		31,772 (4.5)				102,379	21,981	124,360	
	その他の 特別職	1,480	83,242						83,242		83,242	
	計	1,499	153,849	26,214	43,903			7,865	231,831	28,791	260,622	
補正前	長 等	3		26,952	11,860 (4.4)			8,086	46,898	6,817	53,715	
	議 員	16	70,607		31,065 (4.4)				101,672	21,981	123,653	
	その他の 特別職	1,480	83,242						83,242		83,242	
	計	1,499	153,849	26,952	42,925			8,086	231,812	28,798	260,610	
比較	長 等			△ 738	271			△ 221	△ 688	△ 7	△ 695	
	議 員				707				707		707	
	その他の 特別職											
	計			△ 738	978			△ 221	19	△ 7	12	

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	759 (2)	602,983	1,172,458	952,866	2,728,307	489,999	3,218,306	
補正前	759 (1)	596,440	1,183,916	928,611	2,708,967	494,833	3,203,800	
比較	(1)	6,543	△ 11,458	24,255	19,340	△ 4,834	14,506	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,630	37,148	18,413	15,127	30	119,758	36,907	310,443	224,931	1,065	156,414	
	補正前	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	306,270	219,470	1,065	155,700	
	比較	△ 166	△ 962	3,093	1,183		10,718	41	4,173	5,461		714	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	330 (2)		1,172,458	898,628	2,071,086	404,795	2,475,881	
補正前	334 (1)		1,183,916	875,280	2,059,196	412,243	2,471,439	
比較	△ 4 (1)		△ 11,458	23,348	11,890	△ 7,448	4,442	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	32,630	37,148	18,413	15,127	30	119,758	36,907	256,205	224,931	1,065	156,414	
	補正前	32,796	38,110	15,320	13,944	30	109,040	36,866	252,939	219,470	1,065	155,700	
	比較	△ 166	△ 962	3,093	1,183		10,718	41	3,266	5,461		714	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	429	602,983		54,238	657,221	85,204	742,425	
補正前	425	596,440		53,331	649,771	82,590	732,361	
比較	4	6,543		907	7,450	2,614	10,064	

()内は内短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	54,238
	補正前	53,331
	比較	907

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考		
給料	△ 11,458	給与改定に伴う増加分	12,641	給与改定率(1.07%)		
		その他の増減分	△ 24,099	新陳代謝・人事異動に伴う増減分		
職員手当	24,255	給与改定に伴う増加分	18,961	地域手当	377	
				期末手当	9,365	期末手当0.05月分増
				勤勉手当	7,440	勤勉手当0.05月分増
				退職手当負担金	1,779	
		その他の増減分	5,294	扶養手当	△ 166	
				地域手当	△ 1,339	
				住居手当	3,093	
				通勤手当	1,183	
				時間外手当	10,718	
				管理職手当	41	
				期末手当	△ 5,192	
				勤勉手当	△ 1,979	
				退職手当負担金	△ 1,065	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	309,526	—
	平均給与月額(円)	375,560	—
	平均年齢(歳)	42.8	—
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	308,648	—
	平均給与月額(円)	376,998	—
	平均年齢(歳)	42.5	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	166,600	166,600
大学卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年10月1日現在	1級	40	12.27	1級	1	100.00
	2級	70	21.47	2級		
		(1)	(50.00)			
	3級	83	25.46	3級		
	4級	27	8.28	4級		
		(1)	(50.00)			
	5級	63	19.33	5級		
	6級	35	10.74			
7級	8	2.45				
計	326	100.00	計	1	100.00	
	(2)	(100.00)				
令和4年10月1日現在	1級	43	13.35	1級	1	100.00
		(1)	(100.00)			
	2級	70	21.74	2級		
	3級	75	23.29	3級		
	4級	29	9.01	4級		
	5級	63	19.57	5級		
	6級	34	10.56			
	7級	8	2.48			
計	322	100.00	計	1	100.00	
	(1)	(100.00)				

()内は短時間勤務職員数を計上

(令和5年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			一般行政職	単純労務職	
補 正 後	職員数(A) (人)	330	329	1	
	昇給に係る職員数(B) (人)	261	260	1	
	昇給数別内訳	1号給 (人)	10	10	
		2号給 (人)	1	1	
		3号給 (人)	17	17	
		4号給 (人)	233	232	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
比率(B)／(A) (%)	79.1	79.0	100.0		
補 正 前	職員数(A) (人)	334	333	1	
	昇給に係る職員数(B) (人)	260	259	1	
	昇給数別内訳	1号給 (人)	3	3	
		2号給 (人)	1	1	
		3号給 (人)	21	21	
		4号給 (人)	235	234	1
		5号給 (人)			
		6号給 (人)			
8号給 (人)					
比率(B)／(A) (%)	77.8	77.8	100.0		

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
補正後	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有	
補正前	2.2 (1.15)	2.2 (1.15)	4.4 (2.30)	有	
国の制度	2.2 (1.15)	2.3 (1.2)	4.5 (2.35)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	岐阜市	各務原市	美濃加茂市
支給率(%)	6.0	3.0	3.0
支給対象職員数(人)	1	1	320
国の指定基準に基づく支給率(%)	6.0	3.0	3.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
圏域公共交通網整備事業(定住)	千円 24,079		
放課後児童健全育成事業運営業務	27,648		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円			千円	千円
R6-R7	24,079			11,738	12,341
	千円			千円	千円
R6-R7	27,648	11,912		7,576	8,160

議第84号

令和5年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第2号）

令和5年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,145千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,190,274千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		473,714	2,145	475,859
	1 他会計繰入金	443,714	2,145	445,859
歳入合計		5,188,129	2,145	5,190,274

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		108,210	2,145	110,355
	1 総務管理費	88,980	2,145	91,125
歳 出 合 計		5,188,129	2,145	5,190,274

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	473,714	2,145	475,859
歳入合計	5,188,129	2,145	5,190,274

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	108,210	2,145	110,355
歳 出 合 計	5,188,129	2,145	5,190,274

2 歳 入

(款) 6 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
6		繰入金	473,714	2,145	475,859
	1	他会計繰入金	443,714	2,145	445,859
		1 一般会計繰入金	443,714	2,145	445,859

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
8 産前産後期間保険料免除措置繰入金	2,145	1 産前産後期間保険料免除措置繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
1		総 務 費	108,210	2,145	110,355	2,145	
	1	総務管理費	88,980	2,145	91,125	2,145	
		1 一般管理費	87,920	2,145	90,065	繰入金 2,145	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
12 委託料	2,145	システム改修	一般管理費 2,145

議第 8 5 号

令和 5 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0, 6 7 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 2 9 3, 6 6 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金		887,096	1,500	888,596
	2 国庫補助金	211,565	1,500	213,065
8 繰入金		682,834	8,986	691,820
	1 一般会計繰入金	653,223	8,477	661,700
	2 基金繰入金	29,611	509	30,120
9 繰越金		202,400	191	202,591
	1 繰越金	202,400	191	202,591
歳入合計		4,282,985	10,677	4,293,662

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		104,136	7,219	111,355
	1 総務管理費	63,903	7,219	71,122
3 地域支援事業費		214,797	2,758	217,555
	3 包括的支援事業・ 任意事業費	114,925	2,758	117,683
6 諸支出金		118,778	700	119,478
	1 償還金及び還付加 算金	110,309	700	111,009
歳 出 合 計		4,282,985	10,677	4,293,662

予算説明書

1 総括 歳入歳出補正予算事項別明細書
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
4 国庫支出金	887,096	1,500	888,596
8 繰入金	682,834	8,986	691,820
9 繰越金	202,400	191	202,591
歳入合計	4,282,985	10,677	4,293,662

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
国庫支出金	県支出金		その他	保険料
1,500			5,719	
			2,758	
			700	
1,500			9,177	

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
4		国庫支出金	887,096	1,500	888,596
	2	国庫補助金	211,565	1,500	213,065
		○ 介護保険事業費補助金	0	1,500	1,500

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	1,500	1 介護保険事業費補助金

(款) 8 繰入金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
8		繰入金	682,834	8,986	691,820
	1	一般会計繰入金	653,223	8,477	661,700
	4	その他一般会計繰入金	123,108	8,477	131,585
	2	基金繰入金	29,611	509	30,120
	1	介護給付費準備基金繰入金	29,611	509	30,120

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 職員給与費 等繰入金	8,477	1 一般会計繰入金 職員給与費等繰入金 4,136 2 事務費繰入金 4,341
1 介護給付費 準備基金繰 入金	509	1 介護給付費準備基金繰入金

(款) 9 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
9		繰越金	202,400	191	202,591
	1	繰越金	202,400	191	202,591
		1 繰越金	202,400	191	202,591

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	191	1 前年度繰越金

3 歳 出

(款) 1 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						保険料	
1		総 務 費	104,136	7,219	111,355	7,219	
	1	総務管理費	63,903	7,219	71,122	7,219	
		1 一般管理費	63,903	7,219	71,122	国庫支出金 1,500 繰入金 5,719	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
1 報酬	1,984	月額任用職員	一般管理費 5,841
2 給料	△495	一般職給	人件費 △1,024 会計年度任用職員給 2,402
3 職員手当等	△147	扶養手当 △40 地域手当 △15 期末手当 97 勤勉手当 △95 児童手当 △30 一般職退職手当負担金 △64	
4 共済費	△15	職員共済組合負担金	
8 旅費	51	通勤に係る費用弁償	
12 委託料	5,841	システム改修	

(款) 3 地域支援事業費
 (項) 3 包括的支援事業・任意事業費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
3		地域支援事業費	214,797	2,758	217,555	2,758	
	3	包括的支援事業・任意事業費	114,925	2,758	117,683	2,758	
	1	包括的支援事業費	108,265	2,758	111,023	繰入金 2,758	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	1,415	一般職給	人件費 2,758
3 職員手当等	1,001	地域手当 44 通勤手当 36 期末手当 382 勤勉手当 354 一般職退職手当負担金 185	
4 共済費	342	職員共済組合負担金	

(款) 6 諸支出金
 (項) 1 償還金及び還付加算金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							保険料
6		諸支出金	118,778	700	119,478	700	
	1	償還金及び 還付加算金	110,309	700	111,009	700	
	1	第1号被保 険者保険料 還付金	3,221	700	3,921	繰入金 509 繰越金 191	

(介護保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	700	保険料還付金	第1号被保険者保険料還付金 700

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	23	24,428	36,556	27,245	88,229	12,799	101,028	
補正前	22	22,444	35,636	26,361	84,441	12,472	96,913	
比較	1	1,984	920	884	3,788	327	4,115	

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	656	1,142	246	585		1,804	748	10,503	6,806		4,755
	補正前	696	1,113	246	549		1,804	748	10,024	6,547		4,634
	比較	△ 40	29		36				479	259		121

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	10		36,556	24,581	61,137	11,394	72,531	
補正前	10		35,636	23,917	59,553	11,214	70,767	
比較			920	664	1,584	180	1,764	

区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	656	1,142	246	585		1,804	748	7,839	6,806	
補正前	696	1,113	246	549		1,804	748	7,580	6,547		4,634
比較	△ 40	29		36				259	259		121

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	13	24,428		2,664	27,092	1,405	28,497	
補正前	12	22,444		2,444	24,888	1,258	26,146	
比較	1	1,984		220	2,204	147	2,351	

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	2,664
	補正前	2,444
	比較	220

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考	
給料	920	給与改定に伴う増加分	411	給与改定率(1.30%)	
		その他の増減分	509	新陳代謝・人事異動に伴う増減分	
職員手当	884	給与改定に伴う増加分	546	地域手当 13 期末手当 271 勤勉手当 209 退職手当負担金 53	期末手当0.05月分増 勤勉手当0.05月分増
			その他の増減分	338	扶養手当 △ 40 地域手当 16 通勤手当 36 期末手当 208 勤勉手当 50 退職手当負担金 68

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職
令和5年10月1日現在	平均給料月額(円)	291,933
	平均給与月額(円)	337,440
	平均年齢(歳)	39.4
令和4年10月1日現在	平均給料月額(円)	280,529
	平均給与月額(円)	327,944
	平均年齢(歳)	37.9

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	166,600	166,600
大学卒	196,200	196,200

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年10月1日現在	1級	1	11.12
	2級	2	22.22
	3級	3	33.33
	4級	2	22.22
	5級		
	6級	1	11.11
	7級		
	計	9	100.00
令和4年10月1日現在	1級	2	16.67
	2級	3	25.00
	3級	3	25.00
	4級	3	25.00
	5級		
	6級	1	8.33
	7級		
	計	12	100.00

(令和5年度 級別の基準となる職務)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分		合計	代表的な職種		
			一般行政職		
補 正 後	職員数(A)	(人)	10	10	
	昇給に係る職員数(B)		(人)	10	10
	昇給数別内訳	2号給	(人)		
		3号給	(人)	2	2
		4号給	(人)	8	8
		6号給	(人)		
		8号給	(人)		
比率(B)／(A)		(%)	100.0	100.0	
補 正 前	職員数(A)	(人)	10	10	
	昇給に係る職員数(B)		(人)	10	10
	昇給数別内訳	2号給	(人)		
		3号給	(人)	1	1
		4号給	(人)	9	9
		6号給	(人)		
		8号給	(人)		
比率(B)／(A)		(%)	92.9	92.9	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	10
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

議第 86 号

令和 5 年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度美濃加茂市の介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 256 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 40,723 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 29 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩 人

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		15,144	256	15,400
	1 介護認定審査会費 繰入金	13,360	256	13,616
歳入合計		40,467	256	40,723

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護認定審査会費		36,328	256	36,584
	1 介護認定審査会費	36,328	256	36,584
歳 出	合 計	40,467	256	40,723

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
2 繰入金	15,144	256	15,400
歳入合計	40,467	256	40,723

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護認定審査会費	36,328	256	36,584
歳 出 合 計	40,467	256	40,723

2 歳 入

(款) 2 繰入金
(項) 1 介護認定審査会費繰入金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
2		繰入金	15,144	256	15,400
	1	介護認定審査会費繰入金	13,360	256	13,616
	1	介護認定審査会費繰入金	13,360	256	13,616

(介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 介護認定審査会費繰入金	256	1 一般会計繰入金（介護）

3 歳 出

(款) 1 介護認定審査会費
(項) 1 介護認定審査会費

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
						繰入金	
1		介護認定審査会費	36,328	256	36,584		256
	1	介護認定審査会費	36,328	256	36,584		256
		1 介護認定審査会費	36,328	256	36,584		256

(介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
3 職員手当等	256	扶養手当 181 地域手当 5 期末手当 46 勤勉手当 24	人件費 256

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	3	3,195	4,684	2,896	10,775		10,775	
補正前	3	3,195	4,684	2,640	10,519		10,519	
比較				256	256		256	

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	259	148		24		73		1,483	909		
	補正前	78	143		24		73		1,437	885		
	比較	181	5						46	24		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	1		4,684	2,537	7,221		7,221	
補正前	1		4,684	2,281	6,965		6,965	
比較				256	256		256	

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	259	148		24		73		1,124	909		
	補正前	78	143		24		73		1,078	885		
	比較	181	5						46	24		

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	2	3,195		359	3,554		3,554	
補正前	2	3,195		359	3,554		3,554	
比較								

職員手当の内訳	区分	期末 手当 (千円)
	補正後	359
	補正前	359
	比較	

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考	
職員 手当	256	給与改定に 伴う増加分	56	地域手当 1 期末手当 30 勤勉手当 25	期末手当0.05月分増 勤勉手当0.05月分増
			200	扶養手当 181 地域手当 4 期末手当 16 勤勉手当 △ 1	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	166,600	166,600
大学卒	196,200	196,200

エ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
補正前	2.2	2.2	4.4	有	
国の制度	2.2	2.3	4.5	有	

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

カ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	1
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

議第 8 7 号

令和 5 年度美濃加茂市水道事業会計補正予算（第 3 号）

（総則）

第 1 条 令和 5 年度美濃加茂市水道事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第 2 条 令和 5 年度美濃加茂市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主な建設改良事業

（ 事 項 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
配水設備改良事業	446,874 千円	88,000 千円	534,874 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条中「不足する額 5 6 4, 6 3 3 千円」を「不足する額 6 2 4, 6 3 3 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 4 7 4, 4 8 3 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 5 3 4, 4 8 3 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	収 入		
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的収入	239,609 千円	28,000 千円	267,609 千円
第 3 項 補助金	61,000 千円	28,000 千円	89,000 千円
	支 出		
（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第 1 款 資本的支出	804,242 千円	88,000 千円	892,242 千円
第 1 項 建設改良費	499,092 千円	88,000 千円	587,092 千円

令和 5 年 1 1 月 2 9 日提出

美濃加茂市長 藤 井 浩 人

令和5年度美濃加茂市水道事業会計補正予算(第3号)実施計画

資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的收入			239,609	28,000	267,609
	3 補助金		61,000	28,000	89,000
		1 補助金	61,000	28,000	89,000

支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本の支出			804,242	88,000	892,242
	1 建設改良費		499,092	88,000	587,092
		2 配水設備改良費	446,874	88,000	534,874

令和5年度美濃加茂市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	15,499
減価償却費	531,270
賞与引当金の増減額(減少は△)	579
長期前受金戻入益	△ 295,675
受取利息及び配当金	△ 1,722
支払利息	11,030
資産減耗費	48,307
未収金の増減額(増加は△)	△ 10,122
たな卸資産の増減額(増加は△)	△ 97
未払金の増減額(減少は△)	76,288
その他流動負債の増減額(減少は△)	1,364
小計	376,721
利息及び配当金の受取額	1,722
利息の支払額	△ 11,030
業務活動によるキャッシュ・フロー	367,413
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 507,633
国庫補助金等による収入	66,336
一般会計からの繰入金による収入	896
工事負担金の受入による収入	70,803
分担金の受入による収入	87,330
他会計貸付金による支出	△ 215,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 497,268
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 90,150
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 90,150
IV 資金増加額(又は減少額)	△ 220,005
V 資金期首残高	1,977,774
VI 資金期末残高	1,757,769

令和5年度美濃加茂市水道事業予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部		
1	固 定 資 産			
	(1) 有 形 固 定 資 産			
	イ 土 地		465,589	
	ロ 建 物	1,011,333		
	減価償却累計額	<u>△ 317,197</u>	694,136	
	ハ 構 築 物	19,268,991		
	減価償却累計額	<u>△ 9,241,350</u>	10,027,641	
	ニ 機 械 及 び 装 置	2,157,013		
	減価償却累計額	<u>△ 1,616,413</u>	540,600	
	ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,888		
	減価償却累計額	<u>△ 15,375</u>	4,513	
	ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	38,570		
	減価償却累計額	<u>△ 25,910</u>	12,660	
	ト 建 設 仮 勘 定		<u>29,350</u>	
	有形固定資産合計			11,774,489
	(2) 投 資 そ の 他 の 資 産			
	イ 投 資 有 価 証 券		500,000	
	ロ 他 会 計 貸 付 金		<u>577,000</u>	
	投資その他の資産 合 計			<u>1,077,000</u>
	固 定 資 産 合 計			12,851,489
2	流 動 資 産			
	(1) 現 金 預 金		1,757,769	
	(2) 未 収 金	212,612		
	貸 倒 引 当 金	<u>△ 500</u>	212,112	
	(3) 貯 蔵 品		1,143	
	(4) そ の 他 流 動 資 産		<u>1,341</u>	
	流 動 資 産 合 計			<u>1,972,365</u>
	資 産 合 計			<u>14,823,854</u>

負 債 の 部

3	固 定 負 債				
	(1) 企 業 債				
	イ 建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	413,039			
	企業債合計			413,039	
	(2) 引 当 金				
	イ 退職給付引当金	93,520			
	引当金合計			93,520	
	固定負債合計				506,559
4	流 動 負 債				
	(1) 企 業 債				
	イ 建設改良費等の 財源に充てる ための企業債	83,397			
	企業債合計			83,397	
	(2) 未 払 金			379,240	
	(3) 前 受 金			0	
	(4) 引 当 金				
	イ 賞与引当金	7,341			
	引当金合計			7,341	
	(5) その他流動負債			14,766	
	流動負債合計				484,744
5	繰 延 収 益				
	長期前受金			11,912,982	
	収益化累計額			△ 6,007,560	
	繰延収益合計				5,905,422
	負債合計				<u>6,896,725</u>

資 本 の 部

6	資 本 金				
					6,871,250
7	剰 余 金				
	(1) 資 本 剰 余 金				
	イ 補 助 金	4,164			
	資本剰余金合計			4,164	
	(2) 利 益 剰 余 金				
	イ 減 債 積 立 金	646,066			
	ロ 建設改良積立金	300,000			
	ハ 当年度未処分 利益剰余金	105,649			
	利益剰余金合計			1,051,715	
	剰余金合計				1,055,879
	資 本 合 計				<u>7,927,129</u>
	負債資本合計				<u>14,823,854</u>

議第 88 号

指定管理者の指定について

太田宿中山道会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

美濃加茂市長 藤井 浩人

記

- 1 公の施設の名称
太田宿中山道会館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
株式会社 三和サービス
代表取締役 林 正 和
- 3 指定管理者となる団体の所在地
岐阜市西鶉 1 丁目 5 2 番地
- 4 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議第 89 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 29 日提出

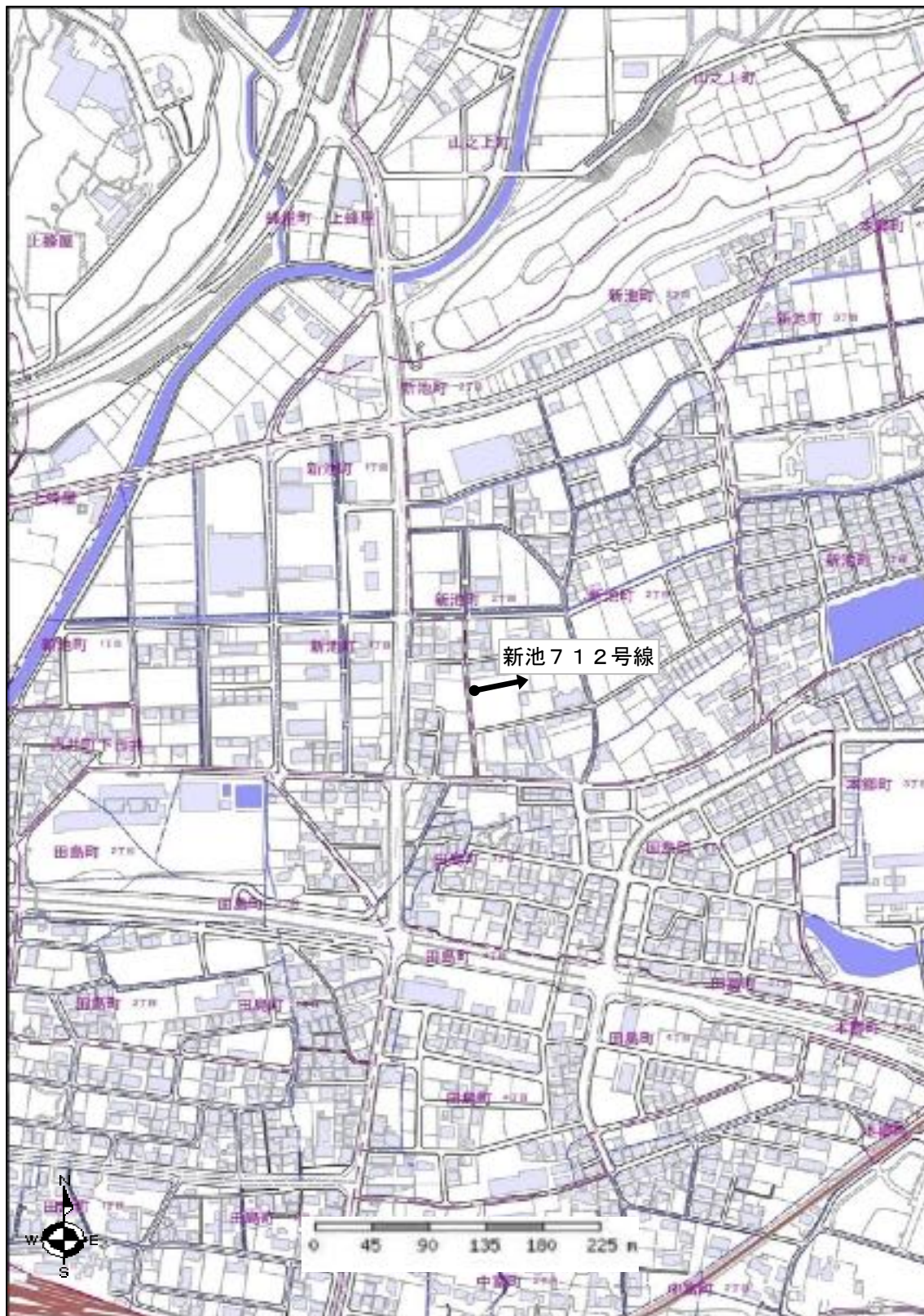
美濃加茂市長 藤井 浩 人

記

番号	路線名	起	点	重要な 経過地
		終	点	
1	新池 7 1 2 号線	美濃加茂市新池町二丁目 1 5 番 1 1 地先		
		美濃加茂市新池町二丁目 1 5 番 1 4 地先		

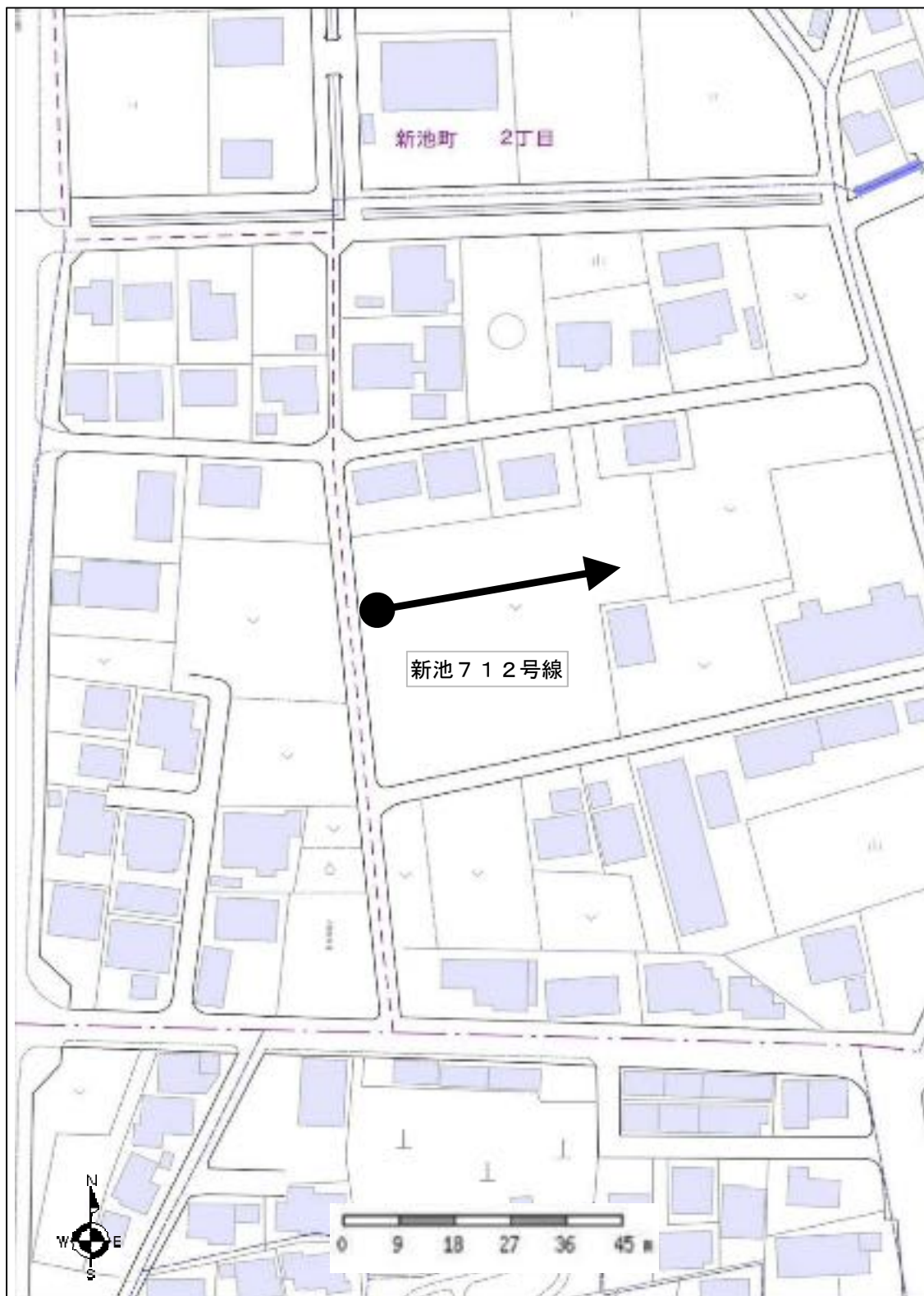
新規認定路線

①:新池712号線



新規認定路線

①:新池712号線



議第90号

美濃加茂市教育委員会の委員の任命について

美濃加茂市教育委員会の委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年11月29日提出

美濃加茂市長 藤井浩人

記

住 所
氏 名 榊 間 月 絵
生年月日



*Walkable City
Minakama*